

令和6年2月議会

福祉都市委員会報告資料

	ページ
1. 福岡市国民健康保険医療費適正化計画（第3期）（特定健診・特定保健指導実施計画 第四期)について	… 1
2. 「福岡市食の安全安心の確保に関する基本方針（第2次改定案）」のパブリック・コメント実施について	… 5
3. 庁用自動車による事故報告について（第一報）	…11

保 健 医 療 局

1. 福岡市国民健康保険医療費適正化計画（第3期） （特定健診・特定保健指導実施計画 第四期）【原案】の概要について

1 計画の概要

国民健康保険法に基づき厚生労働大臣が定める「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」により、保険者は健康・医療情報を活用してPDC Aサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業の実施を図るため、保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定し、保健事業の実施及び評価を行うものとされている。

福岡市では、平成27年度から29年度を計画期間とする「福岡市国民健康保険医療費適正化計画」、平成30年度から令和5年度を計画期間とする「福岡市国民健康保険医療費適正化計画（第2期）」を策定し、健康寿命の延伸を目標に、国民健康保険被保険者の健康の保持増進及び医療費の適正化を図ってきた。第2期計画期間の終了に伴い、「福岡市国民健康保険医療費適正化計画（第3期）」を策定するもの。

2 計画の位置付け及び期間等

（1）計画の構成

「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」第五に基づき定める「データヘルス計画」と「給付適正化計画」で構成。

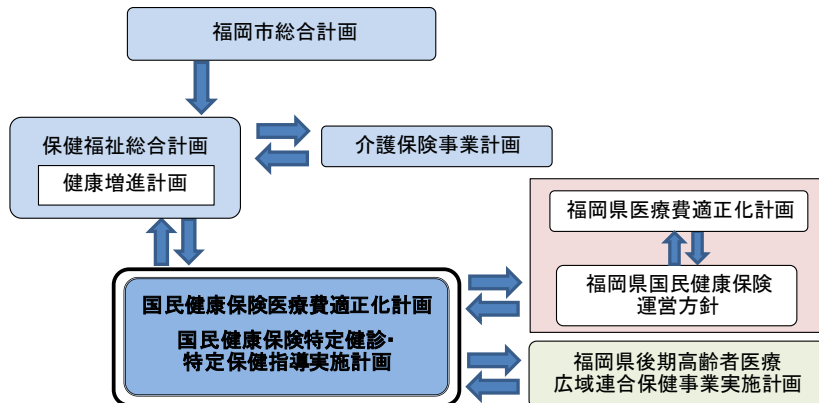
「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条に基づき定める「特定健診等実施計画」についても、「データヘルス計画」と同様の保健事業の実施計画であるため、「福岡市国民健康保険特定健診・特定保健指導実施計画」として「データヘルス計画」と一体的に策定している。

（2）計画の位置付け

「福岡県国民健康保険運営方針」、「福岡市保健福祉総合計画」や「福岡市介護保険事業計画」と調和のとれたものとする。

また、健康寿命の延伸に向けた取組みとして、国が市町村での実施を推進している「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」のため、福岡県後期高齢者医療広域連合と課題や目標等を共有し、連携を図る。

図：他計画との関係



（3）第3期計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間。

3 これまでの取組みと今後の方向性

(1) データヘルス計画

○第2期計画の取組み及び成果と課題

- 特定健診未受診者対策
- 特定保健指導事業（ICTを活用した遠隔での特定保健指導のモデル実施）
- 糖尿病・高血圧・脂質異常症を早期発見し、治療につなげる生活習慣病重症化予防の実施
- **糖尿病性腎症重症化に特化した重症化予防事業の開始**

【成果】

- ・ 特定健診受診率、未治療者で健診受療勧奨値該当者の受療率の向上
- ・ 生活習慣病の重症化リスクの高い「HbA1c7.0以上」「Ⅱ度高血圧以上」「LDL180以上」の割合の改善
- ・ 生活習慣病の重症化疾患である「脳血管疾患新規患者」「虚血性心疾患新規患者」の割合の改善

【課題】

- ・ 特定健診受診率が向上しているものの、目標値に届かず、国や県、他の政令市と比較して低い
- ・ **特定保健指導実施率が低下し、メタボリックシンドローム該当者及び予備群該当者割合が上昇**
- ・ **人工透析新規患者が増加傾向**
- ・ **筋骨格系や骨折などのロコモティブシンドローム関連の医療費が高く、要介護認定者の有病も多い**

○第3期計画の主な取組み

- 特定健診未受診者対策・特定保健指導事業（「(3) 特定健診・特定保健指導実施計画」に記載）
- 医療関係者等との重症化予防の仕組みづくり、重症化予防事業の継続実施
- ロコモティブシンドローム関連疾患によるフレイルを予防する取組みの検討、実施

1期	2期	3期
特定健診未受診者対策	▶	
特定保健指導事業	▶	
	特定保健指導の遠隔実施（モデル実施⇒本格実施）	
生活習慣病重症化予防事業	▶	
	糖尿病性腎症重症化予防事業（未治療者対策・治療中断者対策）	
		保険者・医療関係者連携による生活習慣病重症化予防推進事業
		骨折予防事業

(2) 給付適正化計画

○第3期計画の取組み

第2期計画の取組みを継続実施

- ジェネリック医薬品の普及
 - ・差額通知の送付、ジェネリック医薬品の供給状況を踏まえた取組みの検討
- 重複・頻回受診者対策
 - ・保健師等による訪問健康相談の実施
- 重複・多剤服薬者対策
 - ・お薬相談通知書送付機会の増大
 - ・リフィル処方や電子処方箋の導入等国の動きを注視し、事業の方向性を検討
- レセプト点検
 - ・高額レセプトの重点点検、自動点検システムの活用、効果的な点検手法について検討
- 柔道整復施術療養費の適正化
 - ・柔道整復施術療養費支給申請書の支給前内容点検、広報・啓発の実施

(3) 特定健診・特定保健指導実施計画

○第三期実施計画での取組み

- ・特定健診未受診者への個別受診勧奨
- ・健診専用サイト「けんしんナビ」による受診しやすい環境づくり
- ・ICTを活用した遠隔での保健指導（モデル事業）

○第四期実施計画の取組み

- ・効果的な受診勧奨の継続や受診しやすい環境づくりの検討（受診率の低い40～50代への対応等）
- ・特定健診に相当する健診結果の情報収集（医療機関や各関係団体と連携）
- ・特定保健指導のアウトカム評価の導入等（国の制度改正への対応）
- ・遠隔での保健指導の拡充、医療機関の負担軽減策の検討
- ・保健指導の意義や重要性についての啓発強化

2. 福岡市食の安全・安心の確保に関する基本方針（第2次改定）に係るパブリック・コメントの実施について

1 意見募集の主旨

福岡市では、平成15年に制定された食品安全基本法の基本理念を踏まえ、平成17年に「福岡市食品の安全性確保に関する基本方針～食の安心を求めて～」を策定、平成21年に「食の安全安心の確保に関する基本方針」と改名、改定し、食の安全性確保に関する取組を推進してきた。

今回、「福岡市食の安全・安心の確保に関する基本方針（第2次改定）」の原案を作成したため、市民の意見を募集するもの。

2 実施要領

(1) 意見募集期間

令和6年3月11日（月）～令和6年4月10日（水）

(2) 閲覧・配布場所

以下の場所で閲覧・配布するとともに、本市ホームページに掲載する。

<閲覧・配布場所>

保健医療局食品安全推進課（市役所12階）、情報公開室（同2階）、情報プラザ（同1階）、各区情報コーナー、各区保健福祉センター衛生課、各出張所など

(3) 募集方法

FAX、郵送、窓口への持参、電子メール

(4) 広報

市政だより3月15日号及び本市ホームページ掲載

3 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
令和6年当初議会（2月議会）	福祉都市委員会報告
令和6年3月11日～4月10日	パブリック・コメント実施
令和6年5月	福岡市食の安全・安心の確保に関する基本方針（第2次改定）策定
令和6年6月	議会報告

福岡市食の安全・安心の確保に関する基本方針（第2次改定）の概要について

1 第2次改定の趣旨

- 平成15年に制定された食品安全基本法の基本理念を踏まえ、平成17年に「福岡市食品の安全性確保に関する基本方針～食の安心を求めて～」を策定した。
- 平成21年4月、第1次改定（「食の安全安心の確保に関する基本方針」に改名）を行い、食品の安全性確保に関する施策に取り組んできたが、近年、広域流通化による広域的食中毒の発生や食の提供主体の多様化（子ども食堂、認知症カフェなど）等、食を取り巻く状況の変化が生じている。
- 加えて、食品衛生法が大幅改正され、令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理が義務づけられるなど、制度改正への対応が必要となっている。
- 上記を踏まえ、食を取り巻く状況の変化や制度改正を基本方針に反映させ、福岡市における食の安全・安心の確保に関する施策のさらなる推進を図るため、第2次改定を行う。

2 第2次改定のポイント

(1) 施策体系の見直し

- 施策の方針を「食品の安全性の確保」と「食の安全・安心に係る信頼関係の構築」の二つの柱を軸に再編する。

(2) 基本方針の改定方法の見直し（改定時期の明確化）

- 制度改正等があった場合は、必要に応じ見直すことに加え、改定がない場合でも、最長で10年が経過した時点で見直しを実施。

(3) 個別施策の改定

- ① 広域食中毒対策 ⇒広域的な食中毒事案における国及び関係自治体との連携
- ② 食の提供主体の多様化への対応⇒子ども食堂、認知症カフェなどへの助言、指導による食品の安全性確保の推進
- ③ 食品衛生法等改正への対応 ⇒HACCPに沿った衛生管理の指導、適正な食品表示の推進、自主回収報告制度の活用
- ④ 関係局との連携強化 ⇒農林水産局、教育委員会等と連携する施策の具体化
- ⑤ 市民啓発強化 ⇒SNS等による情報発信、食育推進 など

3 第2次改定の骨子

(1) 基本方針の位置づけと本市の目指す姿（第1章）

① 基本方針の位置づけ

- 食品安全基本法の理念を踏まえ、福岡市の食の安全・安心の確保に関する施策に関する基本的な方向性を示すものとする。
- 施策の実施にあたっては、福岡市基本構想のもとに策定される「実施計画（政策推進プラン）」のほか、福岡市における関連する個別計画と整合性を図る。

② 本市の目指す姿

- 行政、食品関連事業者、消費者がそれぞれの責務と役割を果たしながら、相互理解を深め、連携・協力することにより、「消費者（市民）が、『食の安全・安心』を得ることができる都市」の実現を目指す。

(2) 関係者の責務と役割（第2章）

① 行政の責務（本市施策の方針）【改定】

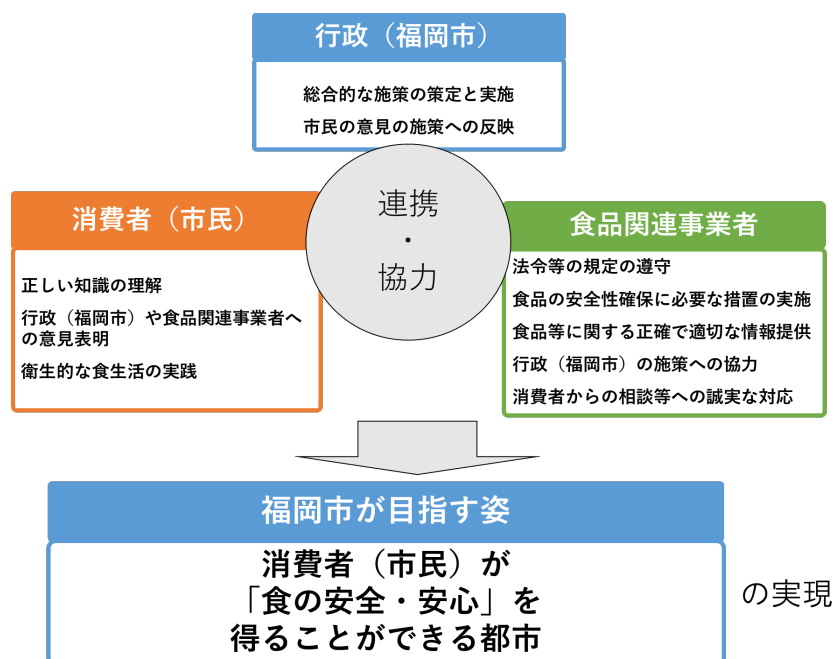
- 行政の責務として、食の安全・安心の確保に関する総合的な施策を策定し、実施する。
- 「食品の安全性の確保」と「食の安全・安心に係る信頼関係の構築」の施策の2つの柱を軸に（再編し）、施策に取り組む。

② 食品関連事業者の責務（食品関連事業者の責務に関する行動指針）

- 食品関連事業者の責務に関する行動指針を示す。

③ 消費者の役割（消費者の役割に関する行動指針）

- 消費者の役割に関する行動指針を示す。



(3) 施策の推進 (第3章)

① 推進体制

○庁内関係局、庁外関係機関、消費者等の関係者と連携し、推進する(右図のとおり)。

② 基本方針の見直し【改定】

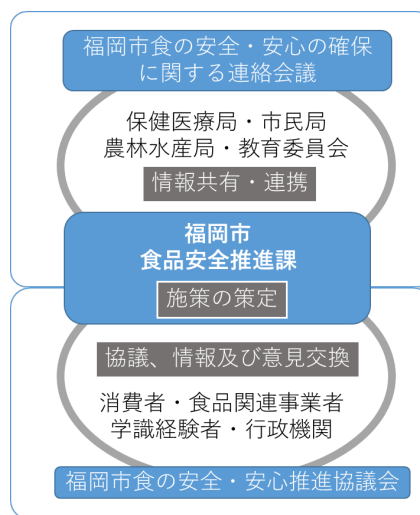
○改定がない場合も、最長で10年が経過した時点で見直すことを追加。

(4) 行政施策の体系 (第4章)【改定】

○「食品の安全性の確保」と「食の安全・安心に係る信頼関係の構築」を施策の柱に再編。

○関係局と連携し取り組む施策をより具体的に記載。

○食を取り巻く状況の変化や食品衛生法等関係法令の改正を踏まえ改定。



施策の柱	個別施策 (◎追加・強化)	
食品の安全性の確保	生産から販売に至るまでの食品の安全性の確保	◎ 生産段階における食品の安全性確保の推進
		流通拠点における食品の安全性確保の推進
		◎ 製造・加工、流通、販売段階における食品の安全性確保の推進
		食品等検査の実施
		◎ 適正な食品表示の推進
	食品関連事業者の自主的衛生管理の促進	事業者への情報提供
		◎ HACCP に沿った衛生管理の推進
		◎ 自主回収報告制度の活用
		事業者の自主的衛生管理の促進
		人材育成、養成の支援
危機管理事案への対応	食中毒発生時、違反食品発見時の対応	
	◎ 危機管理体制の整備	
職員の人材育成と資質の向上	研修会等への参加	
食の安全・安心に係る信頼関係の構築	市民への情報提供	◎ 情報発信の充実
		相談への対応
		◎ 食育の推進
	リスクコミュニケーションの充実	消費者・食品関連事業者・行政による相互理解の推進
		◎ 生産者・食品関連事業者と消費者との交流の促進
	市民の意見を反映した施策の実施	

(5) 基本方針構成の新旧対照表

改定前	改定後
<p>表題：福岡市食の安全安心の確保に関する基本方針</p> <p>改定にあたって</p> <p>第1章 基本理念</p> <p>第2章 関係者の責務と役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政（福岡市）の責務（取組の視点） 2 食品関連事業者の責務 3 消費者の役割に関する指針 4 関係者の連携 <p>第3章 推進体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本理念の実現に向けて～PDCA サイクル～ 2 計画（Plan） 3 実施（Do） 4 施策の検証（Check）と見直し（Act） <p>第4章 行政施策の体系</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 最新の科学的知見に基づいた食品の安全性の確保および危機管理の充実 2 食品関連事業者の食の安全安心に関する自主的な取組みの向上 3 食品関連事業者および行政への消費者の信頼構築 4 関係者の連携強化 	<p>表題：福岡市食の安全・安心の確保に関する基本方針</p> <p>基本方針策定の背景及び趣旨</p> <p>第1章 基本方針の位置づけと本市の目指す姿</p> <p>第2章 関係者の責務と役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1 行政の責務（施策の2つの柱） 第2 食品関連事業者の責務 第3 消費者の役割 <p>第3章 施策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1 推進体制 第2 基本方針の見直し <p>第4章 行政施策の体系</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1 食品の安全性の確保 <ol style="list-style-type: none"> 1 生産から販売に至るまでの食品の安全性の確保 2 食品関連事業者の自主的衛生管理の促進 3 危機管理事案への対応 4 職員の人材育成と資質の向上 第2 食の安全・安心に係る信頼関係の構築 <ol style="list-style-type: none"> 1 市民への情報提供 2 リスクコミュニケーションの充実

朱書きは、追加、再構築等を行う箇所

3. 庁用自動車による事故報告について（第一報）

（様式 1）

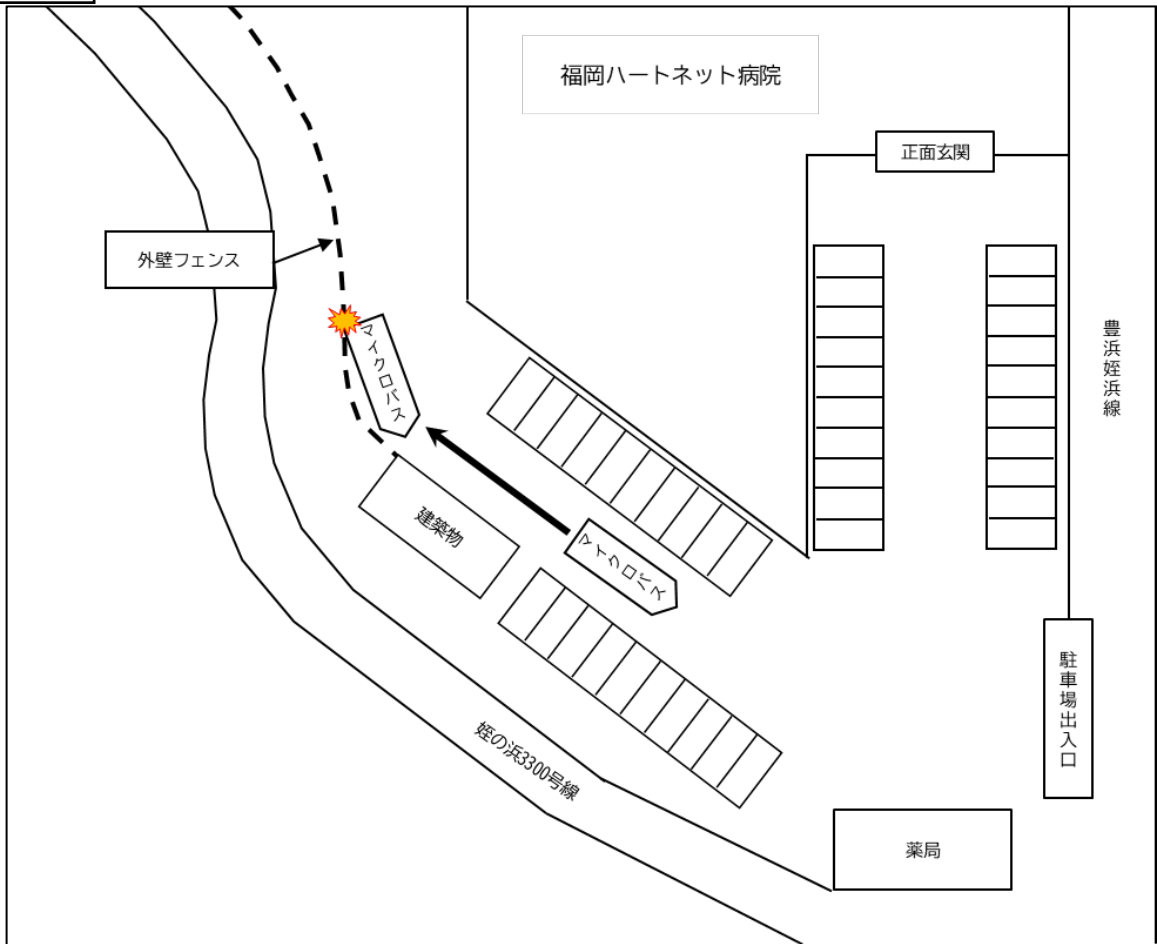
事 故 報 告 書（ 第 一 報 ）

事故発生日時	令和6年2月8日（木曜日） 午後3時40分頃 天候：晴れ		
事故発生場所	福岡市西区姪の浜二丁目2番50号 福岡ハートネット病院駐車場		
相手方	住所	福岡市西区小戸二丁目3番18号	
	氏名	株式会社サワライズ	
事故の概要	令和6年2月8日午後3時40分頃、病院立入検査を終えた西保健所職員を病院から保健所へ搬送するため、マイクロバスで迎えに行った際、病院駐車場で後進しながら駐車しようとしたところ、目測を誤りマイクロバス右側後方部が病院駐車場の外壁フェンスに接触し、フェンス及びフェンス支柱ブロックを損傷させ、損害を与えたものである。		
損害の程度	相手方	人的損傷	なし
		物的損傷	病院駐車場外壁フェンス及びフェンス支柱ブロック
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	右側後方ボディ及び右側後方バンパー
損害賠償額は現在交渉中、確定後議会へ報告			

位置図



平面図



事故現場写真



相手方施設設備損傷写真



市側車両損傷箇所写真

